



札幌市発達障がい者支援施策体系

～現状における関連事業の取りまとめ～



平成 30 年 3 月

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

はじめに

札幌市は、札幌市発達障がい者支援体制整備事業を中心に「発達障がいの子どもから大人までの一貫した支援」に向けた取組をしています。

この支援体制整備事業は平成 17 年の「発達障害者支援法」の施行と同時期に開始され、今年度で 13 ヶ年を経過しているところです。

平成 28 年には、発達障がいの支援の一層の充実を図るため、「発達障害者支援法」が改正され、個々の特性に配慮した切れ目のない支援の実施、家族なども含めたきめ細やかな支援の実施、地域における支援体制の構築などが新たに追加されています。

「発達障害者支援法」の改正を受け、今後の有効な施策づくりに向けた作業として、現在の発達障がい者支援に関連する事業を視覚化した「札幌市発達障がい者支援施策体系」を改訂しました。

この支援施策体系は、発達障がいの保護者と支援機関や関係者及び市の職員から成る「札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議」での検討をベースに、地域の実情や構成メンバー等の意見も反映しております。

今後は、体系化したことで見えてくる取り組むべき分野及び充実を必要とする課題に対する施策の充実に向け、活用していきたいと考えています。

また、関連事業の集約にあたっては、札幌市が実施主体である事業としていることから、国や北海道が実施主体の場合については掲載しておりませんが、地域での相談支援等には、関連事業の連絡及び連携等を必要に応じ行っています。

平成 30 年 3 月

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部

札幌市発達障がい者支援施策体系図

基本的方針

対象者

施策

子どもから大人まで切れ目のない一貫した支援をめざす

早期発見・早期支援

1 早期に気づく

親を始めとする
養育者

1-1 発達に遅れのある子どもの早期発見
と相談窓口の明確化 … 3

地域の支援機関、
支援者

1-2 支援機関との連携 … 6

1-3 医療機関への集中緩和 … 7

2 早期に支援

本人、親を始めと
する養育者

2-1 適切な支援の提供と親の子どもへの関わり支援 … 7

地域の支援機関、
支援者

2-2 人材育成への協力 … 10

地域生活・就労支援

3 青年期の 地域生活支援

本人及び保護者

3-1 相談窓口の明確化 … 11

3-2 効果的な支援の仕組みづくり … 11

3-3 必要な支援を受けることができる … 12

地域の支援機関、
支援者

3-4 支援技術向上に向けた連携体制づくり … 13

4 就労支援の 推進

本人及び保護者

4-1 就労準備の支援 … 13

4-2 福祉的就労の提供 … 14

地域の支援機関、
支援者

4-3 就労支援システムの充実 … 14

5 就労する段階 の支援

本人及び保護者

5-1 適正な職種や職場の支援 … 14

地域の支援機関、
支援者

5-2 効果的な支援技術の向上 … 15

5-3 障がい理解と受容への支援
(必要時に対応) … 15

雇い主・企業

5-4 就労枠の提供 … 15

| | 基本の方針 | 対象者 | 施策 | |
|---------------------------|-------------|----------------------|---------------------------|------|
| 子どもから大人まで切れ目のない一貫した支援をめざす | 6 就労継続の支援 | 本人及び保護者、雇い主・企業 | 6-1 就労継続への支援 | … 16 |
| | | 地域の支援機関、支援者 | 6-2 支援者への総合的なバックアップ体制づくり | … 16 |
| | 家族への支援 | | | |
| | 7 家族への支援 | 親を始めとする養育者 | 7-1 地域における親支援 | … 17 |
| | | | 7-2 適切な支援の提供と親と子どもへの関わり支援 | … 19 |
| | 理解促進 | | | |
| | 8 理解促進 | 地域社会 | 8-1 社会の理解促進 | … 20 |
| | 情報共有・ネットワーク | | | |
| | 9 ネットワーク支援 | 本人及び保護者 | 9-1 支援ツールの活用 | … 21 |
| | | 地域の支援機関、支援者 | 9-2 関係機関のネットワークの構築 | … 21 |
| 社会適応 | | | | |
| 10 社会適応 | 本人及び保護者 | 10-1 社会適応のための継続的支援 | … 23 | |
| | 地域の支援機関、支援者 | 10-2 社会適応のための支援体制づくり | … 23 | |

早期発見・早期支援

施策と事業 子どもの発達障がいに関心を持ち、身近な地域で、必要な時に、必要な支援を提供することをめざしています。

基本の方針 1 早期に気づく

施策 1 発達に遅れのある子どもの早期発見と相談窓口の明確化

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|--------------------------------------|---|
| 母子健康手帳の交付・ 妊婦支援相談事業 【各区保健センター】 | 母子健康手帳交付時に保健師が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減に努め、必要時、その後の育児まで一貫した支援を行う事業です。 |
| 乳幼児健康診査 【各区保健センター】 | 4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児健診を実施し、「疾病や障がいの早期発見」「育児不安の軽減」「保護者を含めた健康づくりに関する情報提供」を行っています。 |
| 乳幼児精神発達相談事業 【各区保健センター】 | ことばの遅れや他の子と遊べないなど精神発達や心理的な側面で心配のある乳幼児とその親に対し、適切な療育につなげるため個別相談を実施しています。 |
| 女性の健康支援相談・電話相談 【各区保健センター】 | 妊婦・産婦を含む、思春期から更年期に至る女性の健康状態等に関する来所相談を実施しているほか、保健師による電話相談を随時行っています。 |
| 地域子育て支援事業 【各区保健センター】 | 子育て家庭を支援し、地域における子育てを支える環境づくりを目的として、区レベルで地域と一体となった子育て支援事業を展開しています。 |
| 障がい者相談支援事業 【障がい福祉課】 | 障がい者（児）や家族にとっての身近な一次相談窓口として、障がいに関するあらゆる相談に応じ、相談内容に応じて様々な関係機関と連携しながら、地域生活に必要な情報提供や各種機関の紹介、在宅福祉サービスの利用の援助等の支援を総合的に行う事業です。札幌市内に19か所の障がい者相談支援事業所を設置して実施しています。また、障がい者相談支援事業所の後方支援等を行う基幹相談支援センターを札幌市内に1か所設置しています。 |
| さっぽろ子どものころの コンシェルジュ事業 【障がい福祉課】 | 発達障がい疑われる子どもについて、その子の状態にあった適切な医療機関等をご案内します。 市内に6つのコンシェルジュ機関を設置し、専門員による相談を実施しています。 |

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|-----------------------------|--|
| 区保育・子育て支援センター事業 【子育て支援課】 | 区における子育て支援の中心的役割を担う区保育・子育て支援センター（ちあふる）において、従来の保育所における保育機能に加え、常設の子育てサロンをはじめ、子育て相談、情報提供など様々な子育て支援を実施しています。 |
| 子育て支援総合センター事業 【子育て支援課】 | 地域社会全体による子育て支援を推進し、家庭と地域の子育て力の向上を図ることを目的として、常設の子育てサロンの運営、情報提供などを行い、区及び地域における子育て支援の先駆的、実験的な取り組みを進め子育て支援の常設拠点施設として、全市レベルで事業を展開しています。 |
| 子育てサロン事業 【子育て支援課】 | 子育て家庭の孤立防止や子育てに関する不安軽減など安心して子育てができる環境を目的として、気軽に集い、交流する場所を提供しています。平成 29 年度末時点で市内に約 300 か所設置しており、総合センターや各区ちあふるや児童会館など、様々な場所で実施しています。 |
| 各区健診の事後フォロー 【児童相談所】 | 保健センターが実施する健康診査の結果、より精密に健康診査を行う必要のある子どものうち、精神発達面について児童相談所による専門的な助言・指導を要する在宅の子ども、保護者等に対して、地域の関係機関と連携を図りながら、事後指導を行います。また、必要に応じて、福祉制度活用の勧奨、児童福祉施設への入所措置、障がい児施設入所給付費の支給決定を行います。 |
| 障がい相談 【児童相談所】 | <p>肢体不自由相談、視聴覚障がい相談、言語発達障がい等相談、重症心身障がい相談、知的障がい相談、発達障がい相談を行います。</p> <p>身体・精神発達面について児童相談所による専門的な助言・指導を要する在宅の子ども、保護者等に対して、地域の関係機関と連携を図りながら事後指導を行います。また、必要に応じて、福祉制度活用の勧奨、児童福祉施設への入所措置、障がい児施設入所給付費の支給決定を行います。</p> |
| 育成相談 【児童相談所】 | <p>性格行動相談、不登校相談、適性相談、育児・しつけ相談を行います。</p> <p>児童相談所による専門的な助言・指導を要する在宅の子ども、保護者等に対して、地域の関係機関と連携を図りながら事後指導を行います。また、必要に応じて、福祉制度活用の勧奨、児童福祉施設への入所措置、障がい児施設入所給付費の支給決定を行います。</p> |
| メンタルフレンド事業 【児童相談所】 | 家庭にひきこもりがちな児童等を対象に、児童の兄または姉の世代に相当するボランティア学生をメンタルフレンドとして概ね週 1 回派遣しています。 |

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|---------------------------------------|--|
| 教育相談事業 【幼児教育センター】 | <p>幼児をもつ保護者からの「発育や発達の様子が気になる」「園生活や友達関係がうまくいかない」等の相談に応じる事業です。</p> <p>(1) 来所相談により直接保護者の話を聞く、幼児の遊びの様子を見る、必要に応じて心理検査を実施し、幼児の様子を客観的に把握し、助言や就学に関する情報等の提供を行う。</p> <p>(2) 電話により相談に応じる。</p> |
| 地域教育相談 【幼児教育センター】 | <p>幼児の発達について身近な場所で相談できるよう区の市立幼稚園・認定こども園を会場として教育相談を行っています。「発達の様子が気になる」「集団生活での様子が気になる」など幼児をもつ保護者からの相談に幼児教育支援員が応じます。</p> |
| ポップひろば ～未就学児の子育て広場～ 【幼児教育センター】 | <p>就学前の幼児(主に2～6歳)とその保護者を対象にした子育て広場を区の市立幼稚園・認定こども園で行っています。親子での遊びの他に子育て講座の開催を行ったり、より気軽に子育ての相談や就園、就学に向けた教育相談を行えるようにしています。</p> |
| ちくたく・地域支援室 【子ども発達支援総合センター ちくたく】 | <p>発達障がいを含め、子どもの発達やこころの問題について、幅広い領域での電話および来所による相談を行っております。</p> |

施策2 支援機関との連携

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|---|---|
| 保健と医療が連携した育児 支援ネットワーク事業 【各区保健センター】 | 市内の医療機関において「育児支援が必要」とされた妊婦、親子に、医療機関と保健センターが連携しながら育児不安の軽減や児童虐待発生予防のために、家庭訪問などの支援を行っています。 |
| 子どもアシストセンター (子どもの権利救済機関) 【子どもの権利救済事務局】 | 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づき設置された機関で、子どもの権利侵害に関する相談と救済の申立てを受けています。相談では子どもの権利侵害の他、子どもに関わるさまざまな悩みについて幅広く受けています。また、権利侵害に関わる救済の申立てでは、調査を実施し、必要に応じて調整、改善の勧告等を行うなど、公的第三者の立場から権利の侵害を受けた子どもの救済を図っています。相談方法は電話相談、メール相談、面談となっております。 |
| 障がい児地域支援マネジメント事業 【障がい福祉課】 | 児童発達支援センターに障がい児地域支援マネージャーを配置し、担当地域の障害児通所支援事業所を訪問し、療育情報の把握と発信、療育への技術支援や関係機関の支援調整を行います。 |
| 〔再掲〕障がい者相談支援事業 【障がい福祉課】 | →3ページ参照 |
| 〔再掲〕各区健診の事後フォロー 〔再掲〕障がい相談 〔再掲〕育成相談 【児童相談所】 | →4ページ参照 |
| 〔再掲〕地域教育相談 【幼児教育センター】 | →5ページ参照 |
| 発達に心配のある子どもの 療育支援事業（さっぽ・こ ども広場） 【地域連携課】 | 小集団でのあそびを通して子どもの発達を促し、保護者の悩みや相談に応じる事業です。個々の子どもの最も適切な進路を共に考え、保護者に必要な情報を提供することで親子が楽しく生活できる、安心して育児ができるよう、親子のかかわりを支援します。保健センターの乳幼児健診後に発達の気にかかる子どもの紹介を受け、月1回または、週1回、有期限で保健センターや児童会館、児童福祉総合センター等の地域で実施しています。 |
| 発達障がい者支援に係る 機関への支援 【札幌市自閉症・発達障害支援センター】 | 地域の支援機関のスキルアップを進める立場から、各関係機関への助言を行います。 |
| 地域支援機関への機関支援 【子ども発達支援総合センター ちくたく】 | 市内の幼稚園や保育園、学校など子どもを支援している機関からの相談を受け、助言指導などを行い地域の支援力の向上を図っています。 |

施策3 医療機関への集中緩和

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|---|---|
| 障がい児等療育支援事業 【障がい福祉課】 | 在宅の障がい児（者）の地域生活を支えるため、身近な地域で専門的な療育支援・指導が受けられる療育機能の充実を図る事業で、支援方法別に次の3事業があります。 ①訪問療育（訪問による療育支援） ②外来療育（事業所等での療育支援） ③施設支援（施設や学校等の関係機関への技術指導） 現在、5法人に委託をして実施しています。 |
| 〔再掲〕障がい者相談支援事業 〔再掲〕さっぽろ子どものこころのコンシェルジュ事業 【障がい福祉課】 | →3ページ参照 |
| 〔再掲〕各区健診の事後フォロー 〔再掲〕障がい相談 〔再掲〕育成相談 【児童相談所】 | →4ページ参照 |
| 〔再掲〕発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場） 【地域連携課】 | →6ページ参照 |

基本の方針2 早期に支援

施策1 適切な支援の提供と親の子どもへの関わり支援

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|------------------------|--|
| 児童発達支援 【障がい福祉課】 | 未就学児の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。（平成30年3月1日現在 344事業所） |
| 放課後等デイサービス 【障がい福祉課】 | 学校就学中の障がい児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進のための支援などを行います。（平成30年3月1日現在 393事業所） |

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|-------------------------------------|--|
| 保育所等訪問支援 【障がい福祉課】 | 保育所等に通う障がい児や今後通う予定の障がい児に対して、専門職員の訪問により、集団生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。(平成30年3月1日現在27事業所) |
| 短期入所(ショートステイ) 【障がい福祉課】 | 居宅で介護する方が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所で、入浴、排せつ、食事等の介護及びその他必要な日常生活の支援を行います。(平成30年3月1日現在81事業所) |
| 居宅介護(ホームヘルプ) 【障がい福祉課】 | 居宅で生活されている方に対し、ホームヘルパーが居宅を訪問して食事・入浴・排せつなどの身体介護、調理・掃除などの家事援助及びその他の生活全般にわたる支援を行います。(平成30年3月1日現在538事業所) |
| 行動援護・移動支援 【障がい福祉課】 | 居宅で生活されている屋外での移動が困難な障がいのある方に対し、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促進します。(平成30年3月1日現在、行動援護119事業所、移動支援449事業所) |
| 障害児相談支援・計画相談支援 【障がい福祉課】 | 障害児通所支援や障害福祉サービスの申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行い、サービス等利用計画の作成をします。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)をし、サービス事業者等との連絡調整を行います。(平成30年3月1日現在、障害児相談支援85事業所、計画相談支援115事業所) |
| 発達障がい者グループケア(Mグループ) 【札幌こころのセンター】 | 自閉症スペクトラム障害(アスペルガー症候群、広汎性発達障害)の診断・告知を受けた子育て中の母親を対象にグループミーティングを行います。子育てや生活における困難等について語ることで自己理解を深め、子育てや社会生活における適応力の向上や情緒の安定を図ることを目的とする事業です。 |
| 障がい児保育事業(巡回指導含む) 【子育て支援課】 | 保育を必要とする心身に障がいを有する児童のうち、集団生活が可能でかつ通所可能な児童に対し、障がいの程度に応じ指導計画に基づく保育を展開することにより、その成長発達を促すなどの保育を実施します。障がい児の集団保育が適切に行われるよう巡回指導を実施し、保育者(必要に応じて保護者)に対して指導・助言を行う事業です。 |
| 放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ 【放課後児童担当課】 | 障がいのある就学児童を放課後児童クラブにおいて受入れません。児童の障がいに応じた配慮をしながら、障がいがない児童と同じように放課後児童クラブを利用できる環境づくりを進めます。 |

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|---|--|
| 特別支援教育巡回相談員配置事業 【教育委員会】 | 学校における特別支援教育の充実に資するため、特別支援教育巡回相談員を配置して、各校の特別支援教育コーディネーターを支援するとともに、特別な教育的支援を必要とする子どもの困りの把握や、それに基づく個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成などをサポートします。 |
| 学びのサポーター活用事業 【教育委員会】 | 市立小中学校に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、学校生活上必要となる支援を行うことにより、学校における特別支援教育の充実を目指します。 |
| 教育相談事業 【教育相談担当課】 | 小学生から高校生までの児童生徒を対象とし、友人関係、学習のつまずきなどに対して、一人一人の発達の状態や教育的ニーズを踏まえて助言を行うとともに、保護者の承諾を得たうえで学校にも相談内容を伝え、支援の仕方について連携します。 |
| 訪問指導事業 【各区保健センター】 | 妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及と疾病や異常の早期発見、育児不安の軽減、児童虐待予防のため、妊産婦、新生児に対し、保健師や母子保健訪問指導員による家庭訪問指導を実施しています。継続支援が必要な場合には、地区保健師が支援を継続します。 |
| 〔再掲〕各区健診の事後フォロー 〔再掲〕障がい相談 〔再掲〕育成相談 【児童相談所】 | →4ページ参照 |
| 〔再掲〕地域教育相談 〔再掲〕ポロップひろば ～未就学児の子育て広場～ 【幼児教育センター】 | →5ページ参照 |
| 〔再掲〕発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぼ・こども広場） 【地域連携課】 | →6ページ参照 |
| ペアレントプログラムの実施 【子ども発達支援総合センター ちくたく】 | 保護者への支援として、当センターのかしわ学園とはるにれ学園にてペアレントプログラムを実施しています。 ペアレントプログラムは研修型で実施しており、関係職員の支援力の向上とプログラムの普及を図っています。 |

施策2 人材育成への協力

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|---|---|
| 関連職種の実習の受け入れ 【子ども発達支援総合センター ちくたく】 | 保健センター心理職など関連職種の研修(実習)の受け入れを行い、専門的立場から教育指導を行っています。 |
| 〔再掲〕地域支援機関への機関支援 | →6ページ参照 |
| 〔再掲〕ペアレントプログラムの実施 【子ども発達支援総合センター ちくたく】 | →9ページ参照 |
| 区保健センターへのコンサルテーション 【子ども発達支援総合センター ちくたく】 | 区保健センターとちくたく職員で事例検討等を行い、各区の保健センターとの連携を強化するとともに地域の支援力の向上を図っています。 |
| 発達障がい講座 【札幌市自閉症・発達障害支援センター】 | 発達障がい支援に携わる専門職種を対象として、自閉症スペクトラム障がいに関する研修を実施しています。 |
| さっぽろ子どものこころの 連携チーム事業 【障がい福祉課】 | 子どもの発達障がいなどに関わる医療、教育、福祉、保育機関の方を対象に、研修会などを実施しています。 |

地域生活・就労支援

施策と事業 円滑な地域生活が送れるよう、生活支援、余暇活動、就労支援など、青年期、成人期の支援に関しては、まだまだ課題が多い状況にあると言えます。課題を整理し、今後の支援の充実をめざしています。

基本的方針3 青年期の地域生活支援

施策1 相談窓口の明確化

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|--|---|
| 電話相談事業 【札幌こころのセンター】 | 電話相談を受け、相談内容に応じて適切な関係機関、相談機関についての情報提供を行います。 |
| 精神保健福祉相談 【札幌こころのセンター】 | 専門職による面接相談を行い、助言・指導を行います。 |
| 〔再掲〕障がい者相談支援事業 【障がい福祉課】 | →3ページ参照 |
| 若者の自立支援事業 【子どもの権利推進課】 | 若者支援総合センター及び各若者活動センターにおいて相談・就労支援プログラムを実施します。 |
| ひきこもり地域支援センター 設置運営事業 【子どもの権利推進課】 | ひきこもり専門の相談窓口として、ひきこもり状態にある方とその家族などからの相談に応じています。来所・電話・メールでの相談に応じるほか、訪問相談も行っています。 |

施策2 効果的な支援の仕組みづくり

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|-----------------------------|--|
| 障がい者就業・生活相談支援事業 【障がい福祉課】 | 障がいのある方の自立を援助するため、求職相談や求職支援活動を始め、雇用主への助言や制度紹介等、就業に係る総合的な支援を行う事業です。現在4か所。うち3か所に働く障がいのある方の交流の場である地域活動支援センター（就労者支援型）を併設しています。 |

施策3 必要な支援を受けることができる

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|------------------------------|---|
| 共同生活援助(グループホーム)等 【障がい福祉課】 | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助などを行います。(平成30年3月1日現在177事業所) |
| 自立訓練(生活訓練) 【障がい福祉課】 | 地域において自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持、向上等のために、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。(平成30年3月1日現在26事業所) |
| 自立生活援助 【障がい福祉課】 | 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応の支援を行います。 |
| 就労定着支援 【障がい福祉課】 | 生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労へ移行した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、企業・自宅等への訪問や利用者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行い、就労の継続を図るために必要な支援を行います。 |
| 生活介護(デイサービス) 【障がい福祉課】 | 常時介護等を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等の提供、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活の支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。(平成30年3月1日現在132事業所) |
| 地域移行支援 【障がい福祉課】 | 障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との連絡調整等を行います。(平成30年3月1日現在71事業所) |
| 地域定着支援 【障がい福祉課】 | 居宅において単身で生活している障がいのある方を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。(平成30年3月1日現在71事業所) |

施策4 支援技術向上に向けた連携体制づくり

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|--|---|
| 技術指導、技術援助 【札幌こころのセンター】 | 発達障がいに関わる諸機関に対して、専門的な立場から技術指導・援助・助言を行います。（コンサルテーション、ケース会議への参加など） |
| 〔再掲〕発達障がい者支援に係る機関への支援 【札幌市自閉症・発達障害支援センター】 | →6 ページ参照 |
| 発達障害者支援センター地域支援機能強化事業 【障がい福祉課】 | 札幌市自閉症・発達障害支援センターに発達障害者地域支援マネージャーを配置し、障害福祉サービス事業所等に対し、二次障害を併発している、行動障害があるなど、支援が困難な事例への専門的な助言や関係機関の連携調整などの機関支援を行います。 |

基本の方針4 就労支援の推進

施策1 就労準備の支援

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|---|---|
| 〔再掲〕障がい者就業・生活相談支援事業 【障がい福祉課】 | →11 ページ参照 |
| 〔再掲〕精神保健福祉相談 【札幌こころのセンター】 | |
| 〔再掲〕若者の自立支援事業 【子どもの権利推進課】 | |
| 市立特別支援学校における就労支援体制及び教育内容等の拡充 【教育推進課】 | 障がいのある生徒の就労状況の改善につながるよう、市立豊明高等支援学校の教育内容等についての見直しを進めるとともに、市立高等支援学校（豊明・みなみの杜）の就労支援体制の整備に取り組めます。 |

施策2 福祉的就労の提供

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|----------------------|---|
| 就労移行支援 【障がい福祉課】 | 一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の支援を行います。 (平成30年3月1日現在 81 事業所) |
| 就労継続支援A型 【障がい福祉課】 | 一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。(平成30年3月1日現在 122 事業所) |
| 就労継続支援B型 【障がい福祉課】 | 一般企業等での就労が困難な方に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。(平成30年3月1日現在 321 事業所) |

施策3 就労支援システムの充実

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|---------------------------------|-----------|
| 〔再掲〕障がい者就業・生活相談支援事業 【障がい福祉課】 | →11 ページ参照 |

基本の方針5 就労する段階の支援(マッチング)

施策1 適正な職種や職場の支援

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|---------------------------------|-----------|
| 〔再掲〕障がい者就業・生活相談支援事業 【障がい福祉課】 | →11 ページ参照 |

施策2 効果的な支援技術の向上

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|------------------------------------|--|
| 障がい者元気スキルアップ事業 【障がい福祉課】 | 障がい特性に合わせて、障がい者、支援者、企業向けのセミナーを実施します。また、職場実習先や求人の開拓を行い、障がい者雇用を進めます。 |
| 〔再掲〕発達障がい講座 【札幌市自閉症・発達障害支援センター】 | →10 ページ参照 |

施策3 障がい理解と受容への支援（必要時に対応）

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|---------------------------------|-----------|
| 〔再掲〕障がい者就業・生活相談支援事業 【障がい福祉課】 | →11 ページ参照 |
| 〔再掲〕技術指導、技術援助 【札幌こころのセンター】 | →13 ページ参照 |

施策4 就労枠の提供

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|--------------------------------|---|
| 〔再掲〕障がい者元気スキルアップ事業 【障がい福祉課】 | →15 ページ参照 |
| 障がい者協働事業 【障がい福祉課】 | 障がいのある方もない方も対等な立場でともに働ける職場形態の構築を進め、障がいのある方の就労の促進ならびに社会的、経済的な自立を図ることを目的として行われる事業で、障がいのある方5人以上雇用すること等を要件として運営費の一部を補助しています。（平成30年3月1日現在23事業所）。 |

基本的方針 6 就労継続の支援

施策 1 就労継続への支援

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|----------------------------------|-----------|
| 〔再掲〕 障がい者就業・生活相談支援事業 【障がい福祉課】 | →11 ページ参照 |
| 〔再掲〕 就労定着支援 【障がい福祉課】 | →12 ページ参照 |

施策 2 支援者への総合的なバックアップ体制づくり

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|---|-----------|
| 〔再掲〕 障がい者就業・生活相談支援事業 【障がい福祉課】 | →11 ページ参照 |
| 〔再掲〕 発達障がい者支援に関 係する機関への支援 【札幌市自閉症・発達障害支援センター】 | →6 ページ参照 |

家族への支援

施策と事業 発達障がい者の家族に対し、発達の各段階に応じた丁寧な支援、情報提供など、支援の充実をめざしています。

基本の方針 7 家族への支援

施策 1 地域における親支援

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|--|---|
| 母親・両親教室 【各区保健センター】 | 初めて親になる市民を対象に、妊娠中の過ごし方や子育てについての講話や実習を行うとともに、地域での仲間作りを意図したグループワーク等を実施しています。 |
| 育児教室(離乳期講習会含む) 【各区保健センター】 | 育児に関わる情報提供や相談、地域の仲間作り等を目的に各種教室を開催しています。 |
| 〔再掲〕訪問指導事業 【各区保健センター】 | →9ページ参照 |
| 保育事業(一時保育事業含む) 【施設運営課】 | 保護者の就労、疾病等により保育を必要とする乳幼児を保育します。また、一部の保育施設では、保護者の短時間就労、冠婚葬祭、心身の負担軽減等により一時的に保育を必要とする乳幼児を、一日単位で保育しています。 |
| 〔再掲〕発達に心配のある子どもの療育支援事業(さっぽ・こども広場) 【地域連携課】 | →6ページ参照 |
| 〔再掲〕障がい者相談支援事業 【障がい福祉課】 | →3ページ参照 |
| 発達障がいに関する家族支援事業 【障がい福祉課】 | 発達障がいがあるお子さんを育てた親御さん(ペアレントメンター)が、診断を受けたばかりの親御さんや、日ごろ悩みを持つ親御さん達の相談を受け、今までの子育て経験を活かして気持ちに寄り添い、共感したり、関係機関の紹介などを通して、親御さんの子育てを応援します。 |

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|--|--|
| ファミリー・サポート・センター事業 【子育て支援課】 | 社会福祉法人札幌市社会福祉協議会に委託している「さっぽろ子育てサポートセンター」及び、NPO 法人北海道子育て支援ワーカーズに委託している病児・病後児や緊急時の子どもの預かりにも対応した「こども緊急サポートネットワーク事業」の両事業では、子育てについて援助を受けたい人と援助したい人により会員組織をつくり、地域で子育て家庭を支える事業を展開しています。 |
| 〔再掲〕区保育・子育て支援センター事業 〔再掲〕子育て支援総合センター事業 〔再掲〕子育てサロン事業 【子育て支援課】 | →4ページ参照 |
| 〔再掲〕各区健診の事後フォロー 〔再掲〕障がい相談 〔再掲〕育成相談 【児童相談所】 | |
| 〔再掲〕地域子育て支援事業 【各区保健センター】 | →3ページ参照 |
| 〔再掲〕地域教育相談 〔再掲〕ポロップひろば ～未就学児の子育て広場～ 【幼児教育センター】 | →5ページ参照 |
| 〔再掲〕ちくたく・地域支援室 〔再掲〕ペアレントプログラムの実施 【子ども発達支援総合センター ちくたく】 | →5ページ参照 |
| | →9ページ参照 |

施策2 適切な支援の提供と親の子どもへの関わり支援

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|---|---------|
| 〔再掲〕 児童発達支援 〔再掲〕 放課後等デイサービス | →7ページ参照 |
| 〔再掲〕 保育所等訪問支援 〔再掲〕 短期入所(ショートステイ) 〔再掲〕 居宅介護(ホームヘルプ) 〔再掲〕 行動援護・移動支援 〔再掲〕 障害児相談支援・計画相談支援 【障がい福祉課】 | →8ページ参照 |
| 〔再掲〕 発達障がい者グループ ケア(Mグループ) 【札幌こころのセンター】 | →8ページ参照 |
| 〔再掲〕 障がい児保育事業(巡回指導含む) 【子育て支援課】 | |
| 〔再掲〕 放課後児童クラブにお ける障がい児の受入れ 【放課後児童担当課】 | |
| 〔再掲〕 特別支援教育巡回相談員配置事業 〔再掲〕 学びのサポーター活用事業 【教育委員会】 | →9ページ参照 |
| 〔再掲〕 教育相談事業 【教育相談担当課】 | |
| 〔再掲〕 訪問指導事業 【各区保健センター】 | |
| 〔再掲〕 各区健診の事後フォロー 〔再掲〕 障がい相談 〔再掲〕 育成相談 【児童相談所】 | →4ページ参照 |
| 〔再掲〕 地域教育相談 〔再掲〕 ポロップひろば 【幼児教育センター】 | →5ページ参照 |
| 〔再掲〕 発達に心配のある子どもの療 育支援事業(さっぽ・こども広場) 【地域連携課】 | →6ページ参照 |

理解促進

施策と事業

発達障がいに対する正しい理解が深まるよう、理解促進、普及啓発を継続し、発達障がい者が地域で安心して生活できる地域共生社会をめざしています。

基本の方針 8 理解促進

施策 1 社会の理解促進

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|--|---|
| 発達障がいについての理解啓発を図るリーフレットの作成と配付 【教育委員会】 | 発達障がい等の困りのある児童生徒の支援については、周囲の理解が大事であることから、市立小学校の新入生をもつ保護者に対し、発達障がい等のことを分かりやすく記したリーフレットを作成し、配付しています。 |
| 発達障がいについての理解と啓発を図る冊子の作成と配布 【障がい福祉課】 | 発達障がいのある人たちへの支援ポイントをまとめた「虎の巻」シリーズ（職場編・暮らし編・学校編・続学校編・子育て編）を配布しています。 |
| 発達障がい者の作品展の実施 【障がい福祉課】 | 発達障がいの理解促進、普及啓発を目的に、発達障がい者の絵画や工作等を展示する作品展「カラフルブレインアートフェス」を実施しています。 企画・運営は、発達障がい理解促進委員会～カラフルブレイン札幌～（当事者会、親の会、札幌市自閉症・発達障害支援センター、札幌こころのセンター、障がい福祉課）が行っています。 |

情報共有・ネットワーク

施策と事業 子どもの時期から大人になるまで、あるいは大人になってからも継続した支援を受けやすくするために、支援ツールの効果的な活用や情報共有の促進をめざしています。

基本の方針 9 ネットワーク支援

施策 1 支援ツールの活用

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|--------------------------|--|
| サポートファイルさっぽろ 【障がい福祉課】 | 育ちと学びを支える資料として、すべてのお子さんとその保護者が使うことができます。 医療機関での受診経過や療育、教育機関での相談の経過など、お子さんに関する様々な情報を記録・保管することで、関係者がお子さんの個性や特徴、これまでの経過などを共通理解することができ、生涯を通じて一貫した支援を受けられるようサポートします。 |

施策 2 関係機関のネットワークの構築

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|--|--|
| 〔再掲〕区保育・子育て支援センター事業 〔再掲〕子育て支援総合センター事業 【子育て支援課】 | → 4 ページ参照 |
| 幼保小連絡会 【子育て支援課】 【幼児教育センター】 | 各区の幼保小連携推進協議会において「幼保小連絡会」を開催し、就学に向けて円滑な連携がとれるよう担当者同士が支援内容等の引継ぎを行います。 |
| 〔再掲〕教育相談事業 〔再掲〕地域教育相談 【幼児教育センター】 | → 5 ページ参照 |
| 幼稚園・認定こども園訪問支援 【幼児教育センター】 | 私立幼稚園・認定こども園からの要請に応じて幼児教育支援員が園へ訪問し、指導の内容や個別の指導計画、個別の支援計画の作成等の教師相談に応じ、特別な教育的支援を必要とする幼児に適切な支援ができるようにします。 |

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|--|--|
| 療育支援情報交換会 【地域連携課】 | 保健センター（健やか推進係、子育て支援係）、保育・子育て支援センターと療育指導係の担当者が、区ごとに発達に心配のある子どもを地域で支援していくための、情報交換を行っています。 |
| 札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議 【障がい福祉課】 | 発達障がい支援について、福祉、医療、保健、教育、就労等の関係機関が連携し、ライフステージに応じた一貫した支援が行われるよう、ネットワーク作り部会、人材育成部会等を設置し、支援体制の充実について検討を行っています。 |
| 自立支援協議会 【障がい福祉課】 | 障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の障がい福祉の発展のために、中核的な役割を果たす協議の場です。地域の相談支援体制やネットワークの構築を行うため、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、教育・雇用関係者、企業関係者、障がい当事者等が参加しており、全体会、運営会議、就労支援推進部会、相談支援部会、子ども部会、各区地域部会等があります。 |
| 〔再掲〕発達障がい者支援に関係する機関への支援 【札幌市自閉症・発達障害支援センター】 | → 6 ページ参照 |

社会適応

施策と事業 発達障がいのある若者が、施設退所後、地域社会に戻り生活するにあたっては、家庭を始めとする地域社会に戻るための支援が必要です。若者が適応できるようきめ細かな支援ができるシステムをめざしています。

基本の方針 10 社会適応

施策 1 社会適応のための継続的支援

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|------------------------------|-----------|
| 〔再掲〕精神保健福祉相談 【札幌こころのセンター】 | →11 ページ参照 |

施策 2 社会適応のための支援体制づくり

| 事業名 担当課 | 事業内容 |
|-----------------------------------|---|
| 発達障害児者地域生活支援 モデル事業 【障がい福祉課】 | 既存の保健や福祉等の支援では対応が困難な二次障がいや触法事例等に対して、改善のための支援手法の開発や、司法、矯正、福祉、教育等の連携体制の検討を行っています。 |
| 〔再掲〕技術指導、技術援助 【札幌こころのセンター】 | →13 ページ参照 |

●関係機関一覧●

| | |
|-------------------------------------|------------------|
| 障がい保健福祉部 障がい福祉課 | |
| 〒060-8611 中央区北1条西2丁目 札幌市役所 3階南側 | TEL211-2936、2938 |
| 札幌市精神保健福祉センター(こころのセンター) | |
| 〒060-0042 中央区大通西19丁目WEST19内 | TEL622-0556 |
| 子ども育成部 | |
| 〒060-0051 中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3F | |
| 放課後児童担当課 | TEL211-2989 |
| 子どもの権利推進課 | TEL211-2942 |
| 子育て支援部 | |
| 〒060-0051 中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館3F | |
| 子育て支援課 | TEL211-2988 |
| 施設運営課 | TEL211-2986 |
| 児童相談所 | |
| 〒060-0007 中央区北7条西26丁目1-1 | |
| 地域連携課 | TEL622-8620 |
| 相談判定一・二課 | TEL622-8630 |
| 子どもアシストセンター | |
| 〒060-0051 中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6F | TEL211-2946 |
| 各区役所 | |
| 中央区役所 | |
| 〒060-8612 中央区南3条西11丁目 | TEL(代表)231-2400 |
| 北区役所 | |
| 〒001-8612 北区北24条西6丁目 | TEL(代表)757-2400 |
| 東区役所 | |
| 〒065-8612 東区北11条東7丁目 | TEL(代表)741-2400 |
| 白石区役所 | |
| 〒003-8612 白石区南郷通1丁目南8-1 | TEL(代表)861-2400 |
| 厚別区役所 | |
| 〒004-8612 厚別区厚別中央1条5丁目 | TEL(代表)895-2400 |
| 豊平区役所 | |
| 〒062-8612 豊平区平岸6条10丁目 | TEL(代表)822-2400 |
| 清田区役所 | |
| 〒004-8613 清田区平岡1条1丁目 | TEL(代表)889-2400 |
| 南区役所 | |
| 〒005-8612 南区真駒内幸町2丁目 | TEL(代表)582-2400 |
| 西区役所 | |
| 〒063-8612 西区琴似2条7丁目 | TEL(代表)641-2400 |
| 手稲区役所 | |
| 〒006-8612 手稲区前田1条11丁目 | TEL(代表)681-2400 |

保健センター

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 中央保健センター | |
| 〒060-0063 中央区南3条西11丁目 | TEL(代表)511-7221 |
| 北保健センター | |
| 〒001-0025 北区北25条西6丁目 | TEL(代表)757-1181 |
| 東保健センター | |
| 〒065-0010 東区北10条東7丁目 | TEL(代表)711-3211 |
| 白石保健センター | |
| 〒003-0025 白石区南郷通1丁目南8-1 | TEL(代表)862-1881 |
| 厚別保健センター | |
| 〒004-8612 厚別区厚別中央1条5丁目 | TEL(代表)895-1881 |
| 豊平保健センター | |
| 〒062-8612 豊平区平岸6条10丁目 | TEL(代表)822-2400 |
| 清田保健センター | |
| 〒004-8613 清田区平岡1条1丁目 | TEL(代表)889-2400 |
| 南保健センター | |
| 〒005-0014 南区真駒内幸町1丁目 | TEL(代表)581-5211 |
| 西保健センター | |
| 〒063-0812 西区琴似2条7丁目 | TEL(代表)621-4241 |
| 手稲保健センター | |
| 〒006-8612 手稲区前田1条11丁目 | TEL(代表)681-1211 |

札幌市子ども発達支援総合センター(ちくたく)

| | |
|-----------------------|--------------------|
| 〒062-0934 豊平区平岸4条18丁目 | TEL821-9861(地域支援室) |
|-----------------------|--------------------|

教育委員会

| | |
|------------------------------|--------------------------------|
| 生涯学習部 生涯学習推進課 | |
| 〒060-0002 中央区北2条西2丁目STV北2条ビル | TEL211-3871 |
| 学校教育部 教育推進課 | |
| 同上 | TEL211-3851 |
| 学校教育部 教育課程担当課 | |
| 同上 | TEL211-3891 |
| 教育センター | |
| 〒063-0051 西区宮の沢1条1丁目 | |
| 教育相談担当課(ちえりあ教育相談室・まこまる教育相談室) | TEL(代表)671-3210 TEL671-3249 |
| ----- 幼児教育センター | TEL(代表)671-3454 TEL671-3220 |

札幌市自閉症・発達障害支援センター

| | |
|--------------------------|-------------|
| 〒007-0032 東区東雁来12条4丁目1-5 | TEL790-1616 |
|--------------------------|-------------|

札幌市発達障がい者支援関係機関連絡会議

| | |
|---------------------------------|-------------|
| 事務局(障がい保健福祉部障がい福祉課) | |
| 〒060-8611 中央区北1条西2丁目 札幌市役所 3階南側 | TEL211-2936 |

札幌市発達障がい者支援施策体系
～現状における関連事業の取りまとめ～

| | |
|----------|----------------|
| 市政等資料番号 | 01-F04-17-2496 |
| 関係部局保存期間 | 1年 |

平成30年3月30日発行

編集・発行 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

TEL：011-211-2936 FAX：011-218-5181